

## 第7次栽培漁業基本計画

水産動物の種苗の生産及び放流並びに  
水産動物の育成に関する基本計画

(案)

平成27年2月  
秋 田 県



# 目 次

第7次栽培漁業基本計画 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する 基本計画（案）	1
第1 水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育 成に関する指針	3
第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当 な水産動植物の種類	5
第3 水産動植物の種類ごとの種苗の放流数量の目標	6
第4 放流効果実証事業に関する事項	6
第5 特定水産動物育成事業に関する事項	7
第6 水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育 成に関する技術の開発に関する事項	7
第7 水産動植物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に 関する事項	1 1
第8 その他水産動植物の種苗生産及び放流並びに水産動植物 の育成に関する事項	1 2



## 第7次栽培漁業基本計画

### 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画

(案)

少量多品種の漁獲が特徴である本県の漁業においては、主な対象となる重要魚介類の漁獲量を維持・増大させながら、資源の適正な管理と合理的利用を図る「つくり育てる漁業」の推進が重要な課題であり、その成果は、沿岸漁業の振興のみならず、地域文化の継承や観光など、地域の特色を生かした産業の活性化にも結び付くものと期待される。

このため、平成22～25年度の「ふるさと秋田元気創造プラン」に続き、平成26～29年に推進される「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の中においても、この「つくり育てる漁業」の中核的取組である栽培漁業の推進が重点施策に位置付けられている。

栽培漁業は、水産動植物の減耗が最も激しい卵から幼稚仔までの時期を、人間の管理下において種苗を生産・育成し、これを天然水域に放流した上で適切な管理を行い、天然資源を含めた対象資源の増大及びその持続的利用を図るものであり、水産物の安定供給に資するだけでなく、生態系の保全、漁村の活性化、教育の場の提供等、広範囲に受益を及ぼす公益的な一面も併せ持っている。また、近年では、成長した放流個体を漁獲する直接的な増産効果のみならず、漁獲されずに生残した個体が再生産に関与することによる複数の世代にわたる長期的な資源添加効果についても明らかになってきた。

県では、栽培漁業を推進するため、これまで、ハタハタ、トラフグ、マダイ、ヒラメを始めとする各種の水産動植物を対象に、本計画に基づいた技術開発を行ってきた。このうち、種苗生産技術が一定水準以上に達するとともに、実験的放流などにより増殖効果が明らかとなった対象種については、栽培漁業を担う公益財団法人秋田県栽培漁業協会（以下「栽培協会」という。）が、種苗生産事業、放流効果実証事業などを実施することにより、放流効果の向上、受益者の平等負担を目指している。

なお、地先種であるエゾアワビ、ガザミについては、受益者自らによる種苗購入、放流が実施されており、広域種であるマダイ、ヒラメについても、これまでの大量放流の結果、良好な資源状態が確保されている。

他方、近年、種苗生産施設の老朽化による種苗生産可能量の減少や魚価の低迷による漁業者の負担能力の低下が生じている。特に、マダイ、ヒラメにおいて、県が実施していた種苗生産を栽培協会に移管し、種苗生産から中間育成・放流までを一貫して行うなど、経費の削減に努めてきたにもかかわらず、漁業者の経費負担だけでは放流経費の確保が困難となっており、資源水

準の推移を把握し柔軟に放流量の検討を行うとともに、より広い観点からの受益負担のあり方について検討するなど、種苗放流数や放流サイズの見直しにより、投資効果が最大限となるようきめ細かな計画に基づいて事業を進めることが不可避となっている。そして、漁業者の高齢化が進行している状況等から、今後はおく沿岸域を主漁場として少ない経費で操業可能な採貝・採藻などの小規模な漁業の重要性が高まり、それに伴い、貝類、藻類等の増殖に対する需要も高くなることが予想される。これら採貝・採藻漁業の対象種である貝類や、一部の魚類などは定着性が強く、広域種に比べて投資効果の面でも優位性が高いことから、今後の主要な対象種とするべく増殖技術の確立に努める必要がある。

また、海域の水温は近年上昇する傾向にあり、こうした環境変動に伴い魚介類の分布状況の遷移も観察されていることから、状況の変化を見据えて、新たな魚介類の種苗生産技術開発を進めるなどの柔軟な対応も重要と考えられる。

これまで、栽培漁業とは、人為的に水産動植物の種苗を生産し、天然水域に放流することで資源の維持増大を図り、漁獲によりその資源を利用する行為としてきた。一方、養殖業では、同種の水産動植物を対象とする場合でも、施設内において出荷まで所有物として管理されるものであるため、栽培漁業とは異なるものとして取り扱ってきた。しかし、水産動植物の飼育を行うという意味においては共通点も多いことや、本県の場合は、静穏域がほとんどないという地理的特性から網生け簀による魚類養殖には取り組みにくい状況にあるが、ワカメについては、漁業者が漁業生産活動の一部として冬期間に小規模な養殖を行っていることから、ここでは養殖業についても、栽培漁業に包括して取り扱う。

また、従来、栽培漁業の対象水域は海面としてきたが、海面と河川の両方を生息域とし、水産上重要な水産動物や、アユのように海水魚と同じ施設で同様の手法により生産される水産動物が存在すること、さらには、多くの水産動物にとって、産卵場や稚仔の保育場としての汽水域の重要性が認識されてきていることなどから、今後、対象水域については海面に限定せず、対象生物の生態に応じて、内水面にも範囲を拡げて取り扱うこととする。

以上のような状況の下、今後、本県沿岸における水産資源の維持・管理を促進しながら、漁業生産の維持・増大と漁業経営の安定に資するために、平成33年度を目標年度として、第7次計画を定め、栽培漁業を計画的かつ効率的に推進していく。

## 第1 水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成に関する指針

### (1) 対象種の重点化と効率的な栽培漁業の推進

栽培漁業の対象種及び規模は、放流水域の漁場環境、資源の状態、生態系への影響、需給の動向等を把握したうえで、必要に応じて重点化・絞り込みを行うとともに、種苗生産については経済性、技術開発状況などを勘案して決定し、漁獲量に有効な変化を及ぼす規模の放流に努める。

### (2) 栽培漁業による資源造成への取組強化

沿岸資源の維持・回復に確実に寄与していくため、これまで実施してきた放流種苗の直接的な回収を目的とした一代回収型栽培漁業に加え、親魚群の形成と再生産能力の強化による資源造成を目的とした資源造成型栽培漁業を推進する。

資源造成型栽培漁業においては、種苗放流数と漁獲量の増加が比例しない対象種もあることから、種苗放流と資源回復計画等の漁獲管理等と一体的に実施することによって、効率的な資源の維持・回復を促進する。さらに、種苗放流と漁獲管理等により目標とする安定した資源状態が達成された際には、漁獲管理による資源の維持に重点を置き、種苗放流については放流数を削減もしくは放流を一旦休止し、技術の維持、継承に切り替えるなど、資源状況に応じた柔軟な対応を行う。

### (3) 養殖業の推進

種苗生産事業によって得られた種苗や、採卵・飼育などの技術を活用し、漁家の所得向上及び安定化を図るため、漁業者やそのグループが漁業活動の一部として取り組むことができる、ワカメ養殖や漁港施設内の静穏域における粗放的養殖などの本県の海域特性に適応した養殖業の推進を図る。

### (4) 栽培漁業の推進体制

マダイ、ヒラメ、トラフグなど広く移動する対象種については、移動範囲にある関係者の連携・共同組織の構築に努める。アワビなど漁獲の大部分が特定の地先漁場で行われている対象種で、放流者と受益者の関係が明らかなものについては、受益者による適切な費用負担を検討し、栽培漁業の持続的な実施体制の確立に努める。

また、特にヒラメなど多くの道府県が対象としている広域種については、遺伝的多様性に配慮しつつ、親魚養成・種苗生産や、放流効果調査について、県域を越えた分業と連携を行うことにより限りある施設、人材の効率的活用を図ることは、漁業者による協力金を有効に活用して放流事業を継続するために、緊急に取り組むべき課題である。

さらに、主として内水面域に分布する動物についても、需要と必要性に応じて種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物とし、種苗生産技術や増殖技術の確立と高度化に努める。

#### (5) 種苗生産施設の整備への取組

秋田県水産振興センター（以下「水産振興センター」という。）の種苗生産施設は昭和 55 年に栽培漁業センターとして、また、一部の施設を増強して昭和 60 年に水産振興センターとして開所した施設のため、老朽化していることに加え、近年の飼育技術に対応していない形状や規模の設備も多いことから、効率的に種苗生産や試験研究を行いにくい状況も頻出している。良質な種苗の生産技術確立の迅速化や、閉鎖循環式の飼育システムを初めとした新技術の採用による省コスト及び省力化は、本計画に掲げた目標を達成するために必要な要素であるが、それらを実行するには対応する設備の存在が不可欠となる。そこで、計画の早期実現に向けて種苗生産施設の更新について検討する。

#### (6) 効率的な種苗放流と放流効果の把握

対象種の特性と地域の実態に即した中間育成や、放流後の減耗が最少となる水域、時期、サイズ、数量による放流を行うなど、適切な放流に努める。

また、放流魚の回収率や、対象種の漁獲状況、移動範囲などの調査・分析を行い、その結果を速やかに放流計画や対象種の見直しに反映させるとともに、受益者等に対して調査の必要性について理解を求めていく。

#### (7) 資源回復計画、水産基盤整備事業等との連携強化

水産資源の回復・維持を図るためには、種苗放流だけでなく、漁獲圧力の低減のための管理、漁場の保全及び生産力の回復を一体的に実施することが重要であることから、資源回復計画や、水産基盤整備事業等との連携について一層の強化に努める。

放流種苗の育成の場となる藻場等を保全するため、漁業者や市民団体等が取り組む環境・生態系保全のための活動等と連携を図るとともに、放流魚の育成の場の確保のため、漁港施設等の積極的な活用にも努める。

また、資源回復計画との連携に当たっては、漁獲量削減、種苗放流またはその併用のそれぞれの手法について、漁業者が被る経済的損失や将来の利益、流通・消費への影響、放流コスト等を総合的に比較考慮し、放流の必要性や適切な規模等を検討する。

#### (8) 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及

栽培漁業は、水産物の安定供給に資するだけでなく、資源の積極的な回復措置による生態系の保全、遊漁など県民の余暇活動への貢献、地域の食文化や観光との結びつきによる漁村の活性化、児童・小学生の教育の場の提供等の多面的な機能を有しており、海面のみならず内水面にまで受益の範囲は広範囲に及んでいることから、その有する公益性を県民に広く普及し、深い理解を得るよう努める。



## 第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動植物の種類

本県の区域に属する水面における種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動植物の種類は、次のとおりとする。ただし、種々の取組により資源の安定化が図られ、資源管理による資源維持に重点を置くべき状況と判断された場合は、第1の(2)に従い放流の休止もあり得る。

本計画では、近年の温暖化傾向に伴い個体数の増加が認められること、定着性が強く価格が高いことから、新規にキジハタを追加した。また、本計画で取り扱う対象種の範囲を内水面、養殖業にも拡げたことから、内水面における重要種であるアユと、養殖業の推進対象種であるワカメを新たに追加している。

一方、近年、漁業者の需要が低下しているクルマエビについては、本計画における種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動植物の種類には盛り込まないこととする。

魚 類	マダイ ヒラメ ハタハタ トラフグ キジハタ アユ
貝 類	エゾアワビ
甲殻類	ガザミ
藻 類	ワカメ

なお、これらの他に、現時点では知見が乏しいものの、市場価値が高く、漁業者の要望があり将来の栽培対象種として検討すべき動植物を、次のとおりとする。これらについては、基礎的な情報収集あるいは種苗生産試験に取り組むこととする。

魚 類	クロウシノシタ アカムツ アカアマダイ スズキ
貝 類	サザエなどの巻貝 イガイなどの二枚貝
頭足類	ミズダコ
棘皮類	マナマコ
藻 類	ツルアラメ

### 第3 水産動植物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

平成33年度における、種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動植物の種類ごとの放流用の種苗生産数量及び放流数量、並びにそれぞれの種苗の大きさは、近年の資源状況や漁業者の需要動向等を勘案し、次のとおりとする。ただし、これらの数量については、資源状況や受益者の需要の変化によっては変更を検討する必要がある。

種 類	種苗生産目標数 (サイズ)	放流目標数 (サイズ)
魚 類 マダイ	430 千尾 (全長 30mm)	300 千尾 (全長 85mm)
ヒラメ	300 千尾 (全長 25mm)	200 千尾 (全長 80mm)
トラフグ	120 千尾 (全長 20mm)	100 千尾 (全長 50mm)
キジハタ	50 千尾 (全長 50mm)	50 千尾 (全長 50mm)
貝 類 エゾアワビ	1,000 千個 (殻長 10mm)	650 千個 (殻長 25mm)
甲殻類 ガザミ	2,000 千尾 (全甲幅 5mm)	600 千尾 (全甲幅 10mm)

### 第4 放流効果実証事業に関する事項

放流効果実証事業とは、種苗の量産及び中間育成技術が確立し、放流による経済効果が期待し得る水産動植物の種苗を大量に放流することにより、対象海域における漁業生産の増大に係る経済効果を実証するとともに、その成果を漁業者のみならず、栽培漁業対象種を利用するもの全てに対し普及する事業で、栽培協会が事業主体となって行う事業をいう。

#### (1) 放流効果実証事業の対象とすべき水産動植物

マダイ、ヒラメ

(2) 放流効果実証事業の指標

区 分	事業に関する指標	
	マ ダ イ	ヒ ラ メ
放 流 尾 数	300,000 尾	180,000 尾
放 流 時 期	8～9月	7月
放流時の大きさ	85 mm	80 mm
放流に係る水産動物の生育の助長に関する協力	放流種苗の生育を図るため、秋田県広域資源管理計画により、マダイ全長 14 cm、ヒラメ全長 30 cm未満の採捕の自主規制及び再放流を実施する。	
経済効果の把握とその普及	放流魚の一部に標識を付け、再捕調査、関係者の再捕報告や市場調査などを通じ、放流に係る経済効果の把握に努める。また、その結果を関係漁業者、遊漁者などに対し周知するため、パンフレットの配布、説明会の開催などを実施する。	

第 5 特定水産動物育成事業に関する事項

特定水産動物育成事業とは、漁業協同組合などが一定の範囲の水面を育成水面とし、その適切な利用のための規則（育成水面利用規則）を定めて、その中で特定の水産動物を育成し、漁業者自らが経済的利益を追求する事業をいう。

本県栽培漁業の普及の実態あるいは放流効果実証事業の推進の結果、特定水産動物育成事業の実施が可能であると認められる水産動物については、当該事業への移行に努める。

第 6 水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成に関する技術の開発に関する事項

天然魚の形質に近く、放流後に自然環境に適応できる良質な種苗の大量生産を推進するとともに、疾病等の発生及びまん延を防止するため、日常の飼育管理を徹底しながら、必要な技術開発に努める。

種苗の大量生産技術が一定段階まで到達した水産動植物については、安定的な大量生産の確立、種苗の質の向上、生産の効率化、生産経費の低減、事業化の促進などに努めるとともに、その段階まで達していない水産動植物については、基礎的な技術の開発を行い、量産技術の確立に努める。

平成 33 年度までに、次の事項について重点的に技術開発を行う。

(1) 種苗生産の技術水準の目標

水産振興センター及び栽培協会の水槽容量1立方メートル当たり又は水槽床面積1平方メートル当たりの種苗生産目標数は次のとおりとする。

種 類		水槽容量（床面積） 当たり種苗生産目標数	サイズ
魚 類	マダイ	2,500 尾/m <sup>3</sup>	全 長 30mm
	ヒラメ	2,500 尾/m <sup>3</sup>	全 長 25mm
	トラフグ	1,200 尾/m <sup>3</sup>	全 長 20mm
	アユ	3,500 尾/m <sup>3</sup>	体 重 0.4 g
貝 類	エゾアワビ	1,500 個/m <sup>2</sup>	殻 長 10mm
甲殻類	ガザミ	3,000 尾/m <sup>3</sup>	全甲幅 5mm
藻 類	ワカメ	1,000 m/m <sup>3</sup>	(芽胞体ステージ)

(2) 解決すべき技術開発上の問題点

1) マダイ、ヒラメ

- ・種苗生産・中間育成の省力化、効率化などによる生産コストの低減
- ・無眼側の黒化防止（ヒラメ）
- ・寄生虫及びウイルス性・細菌性疾病などに対する防疫・防除
- ・放流技術の高度化（餌料生物、食害生物、生育環境の検討等）
- ・放流効果の実証

2) ハタハタ

- ・漂着卵を利用した生産技術の高度化
- ・種苗生産技術の維持・継承

3) トラフグ

- ・種苗の安定生産
- ・生産コストの低減（省力化、飼育適正密度、淡水利用の検討）
- ・尾鰭欠損の防止
- ・放流技術の開発（放流適期、サイズ、場所等）
- ・放流効果の把握

4) キジハタ

- ・秋田県沿岸における生態、資源状況の把握
- ・親魚確保・養成技術の開発
- ・種苗生産技術の開発

5) アユ

- ・親魚養成技術の確立
- ・種苗出荷時期の早期化
- ・種苗生産コストの低減
- ・種苗生産技術マニュアルの作成及び栽培協会への技術移転

6) エゾアワビ

- ・初期餌料（珪藻）の培養技術の確立
- ・放流技術の高度化（放流適正密度等の検討）
- ・放流効果の実証

7) ガザミ

- ・種苗生産の安定化による生産コストの低減
- ・大型種苗生産技術の確立
- ・放流技術の高度化（放流適地等の検討）
- ・放流効果の実証
- ・栽培協会への技術移転

8) ワカメ

- ・秋田オリジナルワカメの作出
- ・種苗生産技術の確立
- ・種苗生産技術マニュアルの作成及び栽培協会への技術移転

9) 全魚種

- ・水産用医薬品に頼らない種苗生産技術の確立
- ・省エネルギー、省力化による低コスト生産の推進
- ・初期餌料生産技術の確立
- ・各魚種に対応した有効な標識の導入・開発
- ・養殖業等他分野への技術展開

(3) 技術水準の到達すべき段階

平成33年度における生産、放流、事業の3部門における技術水準の到達すべき段階は次のとおりとする。

水産動植物の種類	平成26年度における 平均的技術開発段階			平成33年度における 技術開発段階		
	生産	放流	事業	生産	放流	事業
マダイ	—	—	G	—	—	H
ヒラメ	—	—	G	—	—	H
ハタハタ	—	F	—	—	F	—
トラフグ	C	D	—	C	E	G
キジハタ	—	—	—	A	—	—
アユ	C	—	—	—	—	I
エゾアワビ	—	—	I	—	—	I
ガザミ	—	E	H	—	E	I
ワカメ	C	—	G	—	—	I

注:上記の符号は、技術開発の段階を次の分類であらわしたものである。

【種苗生産技術開発（生産）】

- A：新技術開発期（種苗生産の基礎技術開発を行う。）
- B：量産技術開発期（種苗の量産技術の開発を行う。）
- C：量産技術確立期（種苗の質的向上を図り、優良種苗の生産・供給体制を確立する。）

【放流効果実証（放流）】

- D：放流技術開発期（より高い放流効果を得るため、種苗の放流場所・時期・サイズ等の条件について検討を行う。）
- E：放流有効性検討期（対象種の天然資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。）
- F：技術維持・継承期（対象種の天然資源が回復・増大し、高水準で推移している場合は、資源量に応じて種苗の生産及び放流の規模を縮小、または一旦停止し、技術の維持・継承を行う。）

【事業実施（事業）】

- G：事業化実証期（種苗の生産・放流体制が整った対象種について、費用対効果など経済性を確保できる体制を検証し、効果に応じた経費の負担配分を検討する。）
- H：事業改良期（事業化が可能となった対象種において、新たな技術・問題へも対応した、より効率的な事業を目指す。）
- I：事業実施期（受益者負担による持続的な栽培漁業が成立する。）

—：各部門において次の段階へ移行したもの、未だ当該段階へ移行していないもの。

## 第7 水産動植物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項

### (1) 放流効果調査の推進

水産振興センター及び栽培協会は、放流後の成育、分布、漁獲状況及び経済効果などを把握するため、可能な限り種苗の一部に有効な標識を付して放流する。また、放流種苗の追跡調査の調査精度を高めるためにも、放流年月日、放流場所及び標識方法などの結果を漁業者、遊漁関係者などへ周知し、再捕魚の報告について協力を求める。

### (2) 放流効果調査の実施主体

放流種苗の追跡調査について、技術開発段階にあるものは、水産振興センターが主体となり、関係漁業協同組合及び市町村、栽培協会、国、独立行政法人水産総合研究センター（以下「水研センター」という。）、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会（以下「海づくり協会」という。）などの協力を得ながら実施するものとし、効果の実証段階にあるものは、栽培協会が主体となり、水産振興センターの指導のもと実施する。

### (3) 関係都道府県との連携

県は、本県海域を越えて移動する放流種苗については、対象種の移動範囲にある関係都道府県で広域的な調査計画を策定し、これに基づき共同で追跡調査に努める。

### (4) 放流効果の評価

水産振興センター及び栽培協会は、国、水研センターとの連携により、放流魚の直接的な漁獲による回収率だけでなく、放流以前の天然魚の資源変動傾向等を総合的に勘案し、放流魚の再生産による漁獲量増大への寄与率を加味した効果の評価に努める。また、周辺産業に対する経済波及効果等についてもその把握に努める。

### (5) 放流効果の周知

水産振興センター及び栽培協会は、調査計画と結果をとりまとめ、関係漁業協同組合及び市町村、市場、遊漁関係団体などに配布するほか、栽培協会が開催する放流式及び県が開催する秋田県水産振興協議会等で報告する。

## 第8 その他水産動植物の種苗生産及び放流並びに水産動植物の育成に関する事項

### (1) 推進体制の整備など

- 1) 県は、栽培漁業の円滑な実施を図るため、秋田県水産振興協議会を開催し、栽培漁業の推進について協議する。
- 2) 県と栽培協会は、放流種苗の保護育成の必要性、栽培漁業の公益性などについて、漁業者、遊漁者のみならず一般県民の認識が深まるよう、積極的に啓発を行うこととし、水産業改良普及事業との連携を一層強化していく。
- 3) 水産振興センターと栽培協会は、国、水研センター、海づくり協会、関係都道府県の機関などとの連絡を密にして、水産動植物の種苗生産、放流、新たな種苗生産対象種などに関する技術の開発及び普及に積極的に取り組む。

### (2) 種苗生産・放流に関する事項

- 1) 健全な種苗を放流するため、水産振興センターと栽培協会は、種苗生産に際して可能な限り多数の天然親魚を使用し、水産用医薬品に頼らない飼育管理を行うとともに、疾病の予防及びまん延防止に努める。
- 2) 水産振興センターと栽培協会は、種苗の放流に際して、対象種類ごとの生育及び保護に適した場所を放流場所として選定するとともに、対象海域の生態系への影響についても、十分に配慮した上で適切な放流サイズを定める。  
また、放流場所には、天然での減耗を極力防止する観点から、可能な限り、水産基盤整備事業などで整備した人工的な保護、育成の場を効率的に活用する。
- 3) 事業実施期段階に到達し、受益者の負担のもとに栽培協会が生産した種苗を放流している場合であっても、県は常に種苗生産・放流の実施状況を把握するとともに、疾病や事業等で発生した問題については速やかに解決するよう努める。
- 4) 種苗生産施設については、その生産能力を確保するため、施設の計画的な補修、更新等に努める。施設整備に当たっては、生物多様性の保全に配慮した上で、都道府県間の連携・分業等により、低コスト化と総合的な量産能力の向上が図られるよう、共同種苗生産体制も視野に入れる。



(3) その他事項

- 1) 県は、遺伝子操作などの新技術による新品種の開発・放流や、外来生物の導入などについては、生態系への影響が明確ではないことから、当面の間行わない。
- 2) 県は、水産資源の適切な育成・管理を図るため、水産基盤整備事業などにより整備した藻場、増殖場、つきいそなどの活用によって栽培漁業を効率的に展開するよう努めるとともに、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行などについても十分配慮し、尊重する。
- 3) 漁業者の高齢化、燃油を始めとする操業経費の上昇などの課題に対応し、採貝・採藻漁業等、比較的少ない経費で操業できる漁業の推進のため、将来の栽培対象種となり得る貝類、藻類等の磯根資源について、知見を収集するとともに、段階的に種苗生産に関する基礎的研究に着手する。

